五十一の十二～六十九の十一　（略）	五十一の十二～六十九の十一　（略）
六十九の十二　ネシツムマブ及びその製剤	（新設）
六十九の十三　（略）	六十九の十二　（略）
六十九の十四　パチシラン、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
六十九の十五　（略）	六十九の十三　（略）
七十～九十二　（略）	七十～九十二　（略）
九十二の二　一―（五―ｔｅｒｔ―ブチル―一・二―オキサゾール―三―イル）―三―（四―｛七―［二―（モルホリン―四―イル）エトキシ］イミダゾ［二・一―ｂ］［一・三］ベンゾチアゾール―二―イル｝フエニル）尿素（別名キザルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
九十三～百十の六　（略）	九十三～百十の六　（略）
百十の七　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続一］及びその製剤	（新設）
百十の八～百十の二十一　（略）	百十の七～百十の二十　（略）
百十一～百三十四の三　（略）	百十一～百三十四の三　（略）
百三十四の四　ラブリズマブ及びその製剤	（新設）
百三十四の五～百三十四の八　（略）	百三十四の四～百三十四の七　（略）
百三十五・百三十六　（略）	百三十五・百三十六　（略）
別表第五（第二百二十八条の十関係）	**別表第五**（第二百二十八条の十関係）
医薬品	医薬品
一～九十五　（略）	一～九十五　（略）
九十六　Ｎ―｛五―［（三・五―ジフルオロフエニル）メチル］―一Ｈ―インダゾール―三―イル｝―四―（四―メチルピペラジン―一―イル）―二―［（オキサン―四―イル）アミノ］ベンズアミド（別名エヌトレクチニブ）及びその製剤	（新設）
九十七～百四十八　（略）	九十七～百四十八　（略）
百四十九　一―（五―ｔｅｒｔ―ブチル―一・二―オキサゾール―三―イル）―三―（四―｛七―［二―（モルホリン―四―イル）エトキシ］イミダゾ［二・一―ｂ］［一・三］ベンゾチアゾール―二―イル｝フエニル）尿素（別名キザルチニブ）、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百五十～百六十　（略）	百五十～百六十　（略）
百六十一　ベバシズマブ（遺伝子組換え）［ベバシズマブ後続一］及びその製剤	（新設）
百六十二～百八十四　（略）	百六十二～百八十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。